

## コートジボワール共和国

2022年10月4日

牛島総合法律事務所 弁護士 [影島広泰](#)  
同 [辻 晃平](#)  
同 [富永千紘](#)

<元となった調査報告書の作成者>

調査日	2022年9月29日
法律事務所	Chauveau & Associés
担当弁護士	Johana N'DIA-KRA, jurist
連絡先	j.ndiakra@jfchauveau.com

個人情報の保護に関する制度の有無	<p>包括的な法令として、以下の法令が存在する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 2013年6月19日付け n° 2013-450個人情報の保護に関する法律 <ul style="list-style-type: none"> <li>- URL : <a href="https://www.artci.ci/images/stories/pdf/lois/loi_2013_450.pdf">https://www.artci.ci/images/stories/pdf/lois/loi_2013_450.pdf</a></li> <li>- 施行状況：2013年8月13日日施行</li> <li>- 対象機関：民間部門・公的部門</li> <li>- 対象情報：識別番号または身体的、生理的、遺伝的、心理的、文化的、社会的または経済的な識別に特有の特定の要素のいずれかを参照することによって、識別されたまたは識別可能な自然人に関連するあらゆる情報</li> </ul> </li> </ul>									
個人情報の保護に関する制度についての指標となり得る情報	<p>EUの十分性認定：なし APECのCBPRシステム：なし</p>									
OECD プライバシーガイドライン 8原則に対応する事業者等の義務	<p>OECDプライバシーガイドライン 8原則に対応する事業者等の義務又は本人の権利については、以下のとおり。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">① 収集制限の原則</td> <td>上記法令に規定されている。</td> </tr> <tr> <td>② データ内容の原則</td> <td>上記法令に規定されている。</td> </tr> <tr> <td>③ 目的明確化の原則</td> <td>上記法令に規定されている。</td> </tr> <tr> <td>④ 利用制限の原則</td> <td>上記法令に規定されている。</td> </tr> </table>		① 収集制限の原則	上記法令に規定されている。	② データ内容の原則	上記法令に規定されている。	③ 目的明確化の原則	上記法令に規定されている。	④ 利用制限の原則	上記法令に規定されている。
① 収集制限の原則	上記法令に規定されている。									
② データ内容の原則	上記法令に規定されている。									
③ 目的明確化の原則	上記法令に規定されている。									
④ 利用制限の原則	上記法令に規定されている。									

又は本人の 権利	⑤ 安全保護の原則	上記法令に規定されている。
	⑥ 公開の原則	上記法令に規定されている。
	⑦ 個人参加の原則	上記法令に規定されている。
	⑧ 責任の原則	上記法令に規定されている。
その他本人 の権利利益 に重大な影 響を及ぼす 可能性のあ る制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 個人情報の域内保存義務に係る制度であって、本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のあるもの <ul style="list-style-type: none"> <li>- データ管理者が個人データを第三国に送信する場合は、当該第三国が、コートジボワールの法律で認められているものと少なくとも同等（またはそれ以上）の個人データの保護（特にプライバシー、基本的権利および自由の保護）を提供することが条件とされ、実際のデータ転送の前に、関連するデータ管理者はデータ保護機関（ARTCI）の承認を得る必要がある。</li> </ul> </li> <li>■ 事業者に対し政府の情報収集活動への協力義務を課す制度であって、本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のあるもの <ul style="list-style-type: none"> <li>- データ主体の個人データの処理に関するデータ主体の事前の同意の要件は、管理者が正当に権限を有し、かつ、公共の利益のための、または、管理者またはデータが通信される第三者に付与される公権力の行使の範囲内の、職務の遂行のために必要である場合には、免除される場合がある。</li> <li>- データ主体の個人データを消去する権利は、データ処理が法的義務を遵守するため、または、公共の利益のため、もしくは、公権力の行使の範囲内で行われる職務の遂行のために必要な場合、適用されない。</li> </ul> </li> </ul>	

当事務所は、調査結果の正確性や妥当性について責任を負いませんので、調査結果のご利用は自らのご判断で行っていただきますようお願い申し上げます。

牛島総合法律事務所による「外国の個人情報の保護に関する制度」の調査結果は以下に掲載しております。

[https://www.ushijima-law.gr.jp/topics/foreign\\_pi\\_legislation/](https://www.ushijima-law.gr.jp/topics/foreign_pi_legislation/)